

平成 28 年度

事業計画書

公益財団法人 交流協会

(平成 28 年 3 月)

平成28年度事業計画書

I. 総論

当協会は、外交関係のない日本と台湾の間で、邦人及び本邦企業の保護、邦人子女教育の実施、人的往来を含め、貿易、経済、技術その他の交流を維持、促進させることを目的として、昭和47年に設立された公益財団法人であり、東京に本部を、台北と高雄に在外事務所を置いている。

政府の「できる限りの支持と協力を与える」との方針に基づき、事業に要する経費の太宗は国からの補助金等に拠っており、残りは民間からの維持会費等によって支えられている。

当協会は設立以来43年間を経過したが、その間日台関係の動向を踏まえつつ、定款等に定められた各種事業を柔軟かつ着実に遂行してきた。

平成28年度においても、下記「1.」の現状認識を踏まえ、「2.」の基本方針により事業を実施する。また、個別事業の内容は「II. 各論」のとおりである。

1. 日台関係等の現状

(1) 日台交流

日台間の交流は極めて活発である。

当協会と亜東関係協会の間で様々な取決めが結ばれ、民間交流及び実務協力の基盤整備が進んできている。2011年の「投資取決め」及び「民間航空交換書簡（オープンスカイ）」、2013年の「漁業取決め」などの重要な取決めにつき、2015年度には、長年の課題であった「租税取決め」を含め、3本の取決め、覚書が結ばれた。

2015年における日台間の人的往来は、訪台日本人が約163万人で、対前年比0.5%の微減（台湾交通部観光局統計）となったが、訪日台湾人の数は、対前年比30%増の約368万人（日本政府観光局統計）となった。日台双方向の人的往来は、対前年比1

9%増となり史上初めて500万人の大台を突破した。特に台湾から日本へのインバウンド需要の堅調な伸びを背景として、LCCの参入や新規路線の就航も相次いでいる。

2016年2月6日早朝の台湾南部地震に際しては、同日午前に関東経済産業局から馬英九総統に、岸田文雄外務大臣から林永樂外交部長に対してお見舞いのメッセージが発せられたほか、当協会の大橋会長、今井理事長、沼田台北事務所代表からも、台湾当局関係者に対してお見舞いを伝えた。日本政府は、120万ドル相当の緊急支援を台湾側に提供する方針を発表し、一部は既に実行に移された。

経済面では日台は互いに重要なパートナーである。日本側統計によれば、2015年の日台貿易総額は7.3兆円であり、中国、米国、韓国に次ぐ第四位の貿易パートナーである。日本の対台投資は、ここ数年件数が年470～620件、投資額が4.0～5.5億ドルの間で安定的に推移しており、中小企業、ベンチャー企業、あるいはサービス業などの投資が増加している。また経済のグローバル化が進む中で、中国市場やASEAN市場での日台企業連携による事業展開も進んでいる。

2015年3月、台湾に輸入されていた複数の日本産食品等が、台湾側が輸入規制対象としている県で生産・加工され、産地を偽装するかたちで輸入されていたことが発覚したことを受けて、台湾側は、4月15日、日本からの食品輸入規制強化を発表（5月から実施）。福島、茨城、栃木、群馬、千葉からの食品輸入の全面的禁止の継続に加え、その他の都道府県で生産・加工されたすべての食品輸入に生産地証明、さらに一部都道府県からの輸入に放射性物質検査証明の添付を義務付けた。日本側からは、台湾側の輸入規制強化は科学的根拠を欠いた一方的な措置であるとし、速やかに撤回するよう繰り返し交渉・働きかけを行ってきている。

文化交流としては、2015年8月に宝塚歌劇団の第二回台湾公演が行われ、チケットが完売となるなど、初回公演（2013年）同様の好評を博した。野球、マラソン等をはじめとして、日台間の

スポーツ交流も盛んに行われている。

社会面では、日本語世代である祖父母世代、比較的日本との関係が薄い父母世代、自由に日本の文化に親しんでいる孫世代で、対日理解に温度差がみられる。日本語世代が第一線を引きつつある一方で、日本の政治、社会、経済等を深く把握する専門家や研究者が必ずしも育っていない現状にあり、これからの日台関係を担う人材の育成は一層重要性を増している。

(2) 台湾経済

行政院主計総処が2016年2月17日に発表した国民所得統計速報値によれば、2015年の実質GDPは前年比0.75%増の1兆5,309億台湾元となり、6年ぶりに成長率1%を割り込んだ。とりわけ輸出と消費の冷え込みにより、第3、第4四半期はいずれもマイナス成長となった。成長寄与度をみると内需部門が+1.41%、外需部門が▲0.67%となっており、特に輸出入の落ち込みが景気の下振れ要因となっていることが分かる。主要産業別では、製造業の不振（対前年比▲0.60%、成長寄与度▲0.18%）及び卸売・小売業の不振（対前年比▲1.06%、成長寄与度▲0.17%）が目立った。

なお、2015年の名目GDPは1兆7,062億台湾元（5,236億米ドル）で前年比3.78%増、一人当たりGDPは2万2,317米ドル（2014年は2万2,648米ドル）、消費者物価上昇率は▲0.31%（2014年は1.20%）である。

(3) 台湾内政

馬英九総統の任期満了に伴う正副総統選挙が2016年1月16日に行われ、野党・民進党の蔡英文主席が初当選を果たした。蔡英文候補は、選挙前の世論調査で国民党、親民党の候補に一貫して安定したリードを保ち、56.2%の得票率で圧勝した（国民党・朱立倫候補の得票率は31.0%、親民党・宋楚瑜候補の得票率は12.8%）。民進党は、立法委員選挙でも総議席数の半数を上回る

68議席を獲得し、台湾政治史上初めて民進党が行政・立法の両部門を掌握することになった（国民党35議席、時代力量5議席、親民党3議席、他2議席）。選挙で惨敗した国民党の朱立倫主席は、支持者に深く謝罪するとともに、党主席辞任を表明した（3月26日に党主席選挙）。

新たに選出された立法委員は、2月1日に立法院長・副院長の指名選挙を行い、17年間立法院長を務めた王金平氏に代わって民進党の蘇嘉全氏を院長に、蔡其昌氏を副院長に選出した。また、国民党惨敗という選挙結果を受けて、毛治国行政院長が辞任し、張善政氏が後任に任命された。新旧総統・副総統の交代は5月20日に予定されており、新政権人事に加え、「一つの中国」や「92年のコンセンサス」を受け入れていない蔡英文氏が、総統就任演説において、两岸関係についていかなる態度表明を行うかが注目される。

（4）两岸関係

2015年は、馬英九政権下における两岸関係の改善と緊密化の一つの集大成として、两岸関係の歴史上初めてとなる中台首脳会談がシンガポールで開催され、内外の大きな注目を集めた。馬英九総統と中国の習近平国家主席は、11月7日にシンガポールのシャングリラホテルで会談を行い、過去7年余にわたる两岸関係の改善・緊密化の意義を確認するとともに、「92年のコンセンサス」が两岸関係の平和・繁栄の基礎であることを強調した。

中国の習近平国家主席は、两岸関係の「政治的基礎」がしっかりしていなければ、「大きな波乱が生じる（地動山揺）」、「两岸関係の平和的発展の船は恐ろしい怒涛に遭遇し、ひどい場合には転覆してしまう」等と述べて蔡英文・民進党主席を牽制しているものの、蔡英文氏は、两岸関係の現状維持に努めていくと繰り返し強調するのみで、「一つの中国」や「92年のコンセンサス」については否定も肯定もしないとの姿勢を堅持している。

两岸実務協力では、2015年に「二重課税防止及び税務協力取決め」と「民間航空安全取決め」が締結され、馬英九政権下で締結

された两岸実務協力取決めの数は23本に達したが、2013年に署名された「两岸サービス貿易取決め」等、いくつかの重要な两岸間の取決めは、立法院の承認を得られないこと等のため、未発効となっている。

两岸間の人的往来は引き続き拡大しているが、2015年は、两岸経済の成長鈍化等を背景として、中国から台湾、台湾から中国への渡航者数の伸びは微増（中国→台湾4.8%増、台湾→中国2.5%増）にとどまった。两岸貿易額は、輸出・輸入とも比較的大きな減少となり、台湾側統計によれば、2015年の中国大陸及び香港への輸出額は対前年比12.3%減、同地区からの輸入額は8.2%減となった。

中国側の経済成長の鈍化や労働コストの上昇に加え、台湾側の政権交代という政治的要素も加わることにより、两岸間の経済関係と人的往来にいかなる変化が生じるかが注目される。

(5) 亜東関係協会との協議、協力

当協会と亜東関係協会との間で相互に毎年開催されてきた貿易経済会議はすでに40回を重ね、この会議での議論を経て、数多くの協力文書の署名に至るなど、着実かつ実質的な成果を上げてきている。2015年11月には、長年の課題であった二重課税回避・脱税防止のための日台民間租税取決めが署名されたほか、防災、競争法に関する実務協力の合意文書が作成された。当協会と亜東関係協会の間では、貿易・経済分野だけでなく、環境、漁業、出入境、海保、防災等、多岐にわたる分野の実務協議が定期／不定期に実施され、日台実務者間の相互理解の醸成と具体的問題解決に貢献してきている。

台湾側の動きとして、駐日台北経済文化代表事務所付属文化センターが、2015年6月、同事務所台湾文化センターとして、虎の門に新オフィスを開設した。

2. 平成28年度事業実施にあたっての基本方針

上記現状を踏まえつつ、日台間の一層の交流促進実現のため、特に下記の基本方針に留意しながら、「Ⅱ各論」で説明する個別事業を行う。個別事業の実施に当たっては、事業の継続性を重視しつつ新たな状況にも柔軟に対応していく。

(1) 邦人保護

在留邦人数や人的往来が年間500万人を突破し過去最高水準に達する中で、台湾においても、テロを含む様々な事件・事故に巻き込まれる可能性があることから、邦人保護業務の重要性は増しており、引き続き、その実施に遺漏なきを期す。

(2) 情報収集及び提供

台湾当局と緊密な接触を維持すること等により、日台間の課題への対応に遺漏なきを期す。2016年1月の選挙により、政権与党と議会多数派がいずれも国民党から民進党に交代することになったことを踏まえ、新たに発足する民進党政権の政策方針、政策決定メカニズム、政局、経済、民意の動向等に関する情報収集に努めるとともに、日本側関係者に必要な情報を随時提供する。また日本の観光・文化情報等につき、台湾側への情報提供・情報発信も積極的に行う。

(3) 各種の交流促進

引き続き、経済交流、文化交流、観光交流、地域交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める。

① 貿易経済会議、日台経済パートナーシップ委員会等について、引き続き円滑な運営とそのフォローアップ等に努める。

② 日台企業のアライアンス支援については、日台双方の関係機関と連携しつつ、日台産業協力架け橋プロジェクトを推進することにより、中小企業、地方企業等への支援に努める。また日台双方にとって重要な市場であるASEAN諸国やインドといった第三国市場での日台企業間の交流促進の視点も加味する。

- ③ 文化及び人的交流事業においては、引き続き台湾中堅層の取り込みとともに、特に、日本への関心が高く、また将来の日本との関係を支えることとなる青少年層の交流強化に努める。
- ④ 日本研究の基盤を厚くするとともに、優秀な日本専門家を育成するための台湾側当局・学会・大学等の取り組みに対し、支援を継続する。日本語教育普及も引き続き支援する。
- ⑤ 日台の地方当局間での産業協力、観光協力等の取り組みを支援して、地域レベルでの重層的な交流促進に繋げていく。
- ⑥ 台湾当局による日本産食品への輸入規制措置について、引き続き早期解除・緩和を台湾側に働きかけていくとともに、東日本大震災の被災地と台湾との間の経済的・人的交流の一層の促進に努める。
- ⑦ 日台ワーキングホリデー制度については、2014年に査証発給枠増加、査証手数料の無料化が実現し、日台交流を深める上で非常に有効なツールとなっているため、当該制度のさらなる促進のためにも周知広報活動に力を入れる。

(4) 当協会の運営

公益財団法人としての適切な運営に努める。

- ① 平成28年度政府予算案では為替レートが120円で積算されており、当協会への補助金は増額となっているが、限りある予算の効果的な管理と執行に努める。
- ② 各種事業実施のため適正規模の予算及び実施体制確保の必要性について理解が得られるように努める。
- ③ 公益法人としての情報開示に対応するとともに、当協会の事業対象が地域企業や中小企業に拡大して丁寧できめ細かい情報提供が必要なことから、ホームページや機関誌『交流』などで不断の工夫を行う。
- ④ 維持会員数の減少を止め、拡大を図るため、交流協会を通じた日台交流には維持会員の支援が不可欠であることを理解されるよう努める。

Ⅱ. 各論（個別事業説明）

平成28年度においては、上記基本方針を踏まえつつ、以下の事業を行う。

1. 総務、渉外関係事業

- (1) 台湾における邦人の生命、身体及び財産並びに進出企業の台湾における財産と利益が損なわれないように、関係当局との折衝を含む各種の便宜を図る。
- (2) 邦人の台湾への入域と在留、台湾住民及びその他の外国人の台湾から日本への入国に関し、必要な便宜を図るとともに、台湾住民の日本への観光旅行促進に努める。
- (3) 邦人と台湾住民及び台湾在住の外国人との間の渉外事項に関して、調査あっせん等必要な援助を行う。
- (4) 台湾近海におけるわが国漁船の安全操業が保証されるよう必要な便宜を図る。
- (5) 我が国船舶の台湾諸港への入域(緊急入域を含む)、船員の病気及び解雇その他の理由による台湾への上陸等につき、必要な便宜を図る。
- (6) 台湾との運輸、通信関係を円滑に維持するために関係当局との連絡等必要な便宜を図る。
- (7) 良好な日台関係を更に維持・発展させるため台湾側関係機関との連絡調整を密接に行うとともに、台湾情勢や兩岸関係等々の趨勢につき十分な情報収集を行う。

- (8) 台湾における在外選挙(郵便投票等)を行うため、在外選挙人名簿登録の受付、在外選挙人証の交付、在外選挙人証等受渡簿の抄本を閲覧に供する等必要な業務を行う。
- (9) 東京本部と在外事務所の連絡体制を強化するとともに、情報セキュリティに配慮しながら、通信体制の適切な強化を図る。
- (10) これまで日台関係に貢献されてきた功労者の発掘に取り組み、謝意と敬意を持ちつつ、その方々への叙勲に努力する。
- (11) 維持会員数の維持・拡大に取り組む。その際、次の方々を中心に願う。
 - ・ 交流協会が実施する講演会等への参加者
 - ・ 台北市日本工商会会員
 - ・ 過去の維持会員辞退者
 - ・ 地方公共団体
 - ・ ホームページを通じて一般の方

2. 貿易、経済関係事業

- (1) 貿易経済会議の結果について必要なフォローアップ等を行うとともに、台北において第41回貿易経済会議を円滑に開催する。
- (2) 貿易経済会議の下に設置された日台経済パートナーシップ委員会において、分野横断的な幅広いテーマについて議論を行っていく。
- (3) 日台間の産業協力及び経済連携を通じ、日台間の貿易・投資・技術交流の推進を図るため、日台産業協力架け橋プロジェクトの協力強化に関する覚書、投資取決め、オープンスカイ、観光事業協力覚書、民間租税取決め等近年相次いで署名された日台両協会

間の協力文書に規定された日台間の貿易経済交流を促進する具体的な取組の進展に努めるとの観点から、以下の事業を実施する。

- ① 日本の中小企業と台湾企業とのビジネス・アライアンスを促進するため、日本の中小企業を中心とした台湾企業との商談会、セミナー等を開催する。
 - ② 海外提携相談業務を実施するとともにWeb-site「日台ビジネスステーション」による企業情報のデータベース整備、商談会・交流会等イベント情報の提供等、貿易経済交流の促進に資する情報提供を行う。
 - ③ 台湾との中小企業交流及び地域交流の重要性が高まっていることに鑑み、ジェトロ、中小機構、商工会議所、地方公共団体、台湾の関係諸機関等との連携を強化し、各地において、日台双方の経済・企業の実情について理解を深めるためのセミナー等を開催する。
 - ④ 日台双方の関係機関と連携しつつ、日台企業間の第三国市場での交流促進事業を行う。
 - ⑤ 各種ミッションの受入に関し必要な支援を行う。
 - ⑥ 台湾企業による対日投資、日台企業間の交流促進のため、企業交流等について相談業務を行う。
 - ⑦ 台湾における日本の中小企業のビジネス展開を支援するため、現地の関係協力機関等と連携した相談・仲介サービス等事業を実施する。
 - ⑧ 地域経済団体、業界団体及び地方公共団体等の依頼に対応し、市場調査、投資等に必要な便宜を図る。
 - ⑨ 関係機関と連携し、日台間の経済連携の強化に関する当協会と亜東関係協会間の民間取り決めの作成に、今後とも努力する。
- (4) 台湾の有力者を招聘し、わが国の当局関係者を交え大局的見地から意見交換を行うとともに、台湾の貿易・経済・技術関連

の中堅指導者を招聘し関係者との意見交換、施設訪問等を行い、双方の理解と交流を深める。

- (5) 台湾との経済・貿易経済・貿易交流をはかる日本の企業・団体等に対し台湾の経済状況に関する情報提供を行うため、貿易、経済関係の一般情報および市場動向について随時情報収集に努め、情報提供を行うとともに、資料集を発行して維持会員を含む関係者に配布する。こうした情報は、ホームページ等を活用して広く利用に供する。
- (6) 当協会に設置されている日台ビジネス交流推進委員会と台湾側カウンターパートである社会团体「台日商務交流協進会」との交流促進に努めるとともに、日台合同幹部会を日本で開催する。
- (7) 台湾における日系企業の産業財産権の権利行使を支援し、権利保護を図るため、情報の収集及び現地進出企業に対してアドバイザーによる相談事業を行うとともに、日本及び台湾においてセミナー等を開催する。また、台北事務所に産業財産権を担当する職員を駐在させ、関係当局との意見交換、情報交換等を行う。
- (8) 台湾からの訪日観光を促進するため、日本政府観光局や地方自治体等と連携しながら、台湾における市場調査や広報等を行う。

3. 文化交流事業

- (1) 日本研究修士・博士課程設置等の日本研究への関心の高まりを踏まえ、台湾の日本研究関係機関及び大学との関係を築き、また、各大学等の新たなニーズにも注視しつつ、台湾における

日本研究の促進を強化する。また、平成22年に本邦にて設立した日本研究支援委員会の協力を得つつ、台湾における日本研究に携わる人材育成のための支援を強化する。

- (2) 社会科学や科学技術分野を専攻する台湾の大学生・大学院生及び教授等を優先的に招聘・派遣するとともに、若手記者の招聘等及び日本在住の知日台湾人の派遣により、若い世代の日台相互理解の促進に努める。
- (3) 台湾における幅広い世代の日本理解を促進するため、日本文化紹介、日台間のシンポジウム等に対する助成及びオールジャパンによる日本発信事業を行うとともに日台間の観光交流、地方間交流の拡大支援を行う。
- (4) 台湾における日本語教育促進のため、台湾の日本語教師に対する各種支援を実施する。特に中等教育（中学校）における第二外国語導入の動きを踏まえ、適切なタイミングで支援を行う。
- (5) 台湾の大学をはじめとする台湾教育機関に対する日本関係図書等の寄贈の他、日本文化啓発品の貸し出し等を行い日本理解を促進する。
- (6) 日本語能力試験、巡回展、映画上映プログラムをはじめとする国際交流基金が実施する台湾向け各種文化交流事業等に対し、引き続き連携・協力を行う。
- (7) 我が国の強みや魅力等の日本ブランド、日本的な価値への国際的理解を増進するため実施される外務省の「対日理解促進交流プログラム」において、台湾からの青少年の招聘及び日本の青少年の派遣について側面的に協力する。

4. 海外子女教育事業

在留邦人子女の教育に関しては、台北、台中及び高雄の各日本人学校及び台北日本語授業校に対し、学校の安全対策を含めて必要な支援を行う。

5. 留学生奨学金事業

当協会奨学金留学生（長期及び短期）の募集、選考、受入れ及び奨学金等の支給に関し、必要な業務を行う。併せて、元奨学金留学生との連携を深め、台湾における対日理解促進を図る。

6. 日台知的交流事業

- (1) 台湾における日本研究の底辺の拡大及び推進を図るため、台湾の人文・社会科学系研究者の訪日研究を支援する。
- (2) 台北及び高雄事務所において、関係する図書及び資料を収集し閲覧に供する。
- (3) 台湾との人文・社会科学をテーマとした共同研究に対する研究助成を行う。

7. 広報

当協会の広報については、政策広報的観点も加味して行い、ホームページ及びフェイスブックを更に充実したものにし、アクセス件数の増加に努める。機関誌「交流」については、ホームページとの分担を図りつつ、協会をあげて誌面を充実し、当協会主催のセミナー等での配布を含め有効活用を図る。

(了)